

---

市町村の現場から寄せられた

---

# 選挙管理の実務に 関する Q & A

令和 3 年 版

## はじめに

住民がその意志を政治に反映させるために代表者を選出する手続きである選挙は、住民が政治に参加する仕組みの根幹を成すものです。有権者によって投じられた貴重な一票を確実に行政に届けるのは選挙事務に携わる者の責務であり、当然ながら選挙事務の管理・執行は、正確かつ公正に、瑕疵なく行われなければなりません。そのため、公職選挙法では選挙事務の管理・執行に関してさまざまな規定を設けています。さらに近年では、法改正により規定の変更や新設が相次いでいること、不在者投票制度や期日前投票制度の利用者が増加し続けていることなどにより、選挙の管理・執行事務はますます複雑化しています。

しかし、その一方で、地方自治体で職員の異動サイクルが短くなる傾向にあることや、人員不足のために選挙管理委員会が他部署と兼任とされるケースが増えていることなどから、選挙管理委員会事務局職員が選挙事務に熟達しづらくなっており、疑問や不安を抱きながら選挙事務に取り組まざるを得ない職員が増えているのが実情です。

そこで一般社団法人選挙制度実務研究会では、選挙管理・執行の実務を担う人材育成事業の一環として「選管サポート事業」を提供しています。本事業は、本研究会に会員登録をいただいている選挙管理委員会の皆さまからの疑問や不安に、本研究会の理事をはじめとする選挙制度・選挙事務の管理・執行実務の専門家が回答するもので、事業開始以来、全国の選挙管理委員会から寄せられるさまざまな質問や課題の解決をサポートしてまいりました。

本書は、選管サポート事業に寄せられた選挙管理委員会の皆さまからの質問を基に一般化し、それに対する本研究会の回答や見解をQ&A形式にしてまとめたものです。当然ながら、各質問にはそれぞれ異なる背景があり、解決にあたっては個々の状況を全体的に把握した上での判断が求められるため、たとえ内容的に類似する質問であっても、本書で紹介する回答や見解がすべてのケースに当てはまるわけではありませんが、皆さまの疑問や不安の解消のための一助としていただき、選挙事務の円滑な管理・執行にお役立ていただければ幸いです。

令和3年1月

一般社団法人 選挙制度実務研究会

# 目 次

## 第1章 選挙管理事務

### 選挙人名簿

- 1 二重登録の可能性のある選挙人の投票…………… 14
- 2 選挙人名簿の定時登録の登録実務…………… 15
- 3 選挙時登録・定時登録 …… 16
- 4 定時登録日の変更…………… 17
- 5 新規登録者の投票期間 …… 18
- 6 選挙人名簿抄本の閲覧者の身分証明…………… 19
- 7 選挙人名簿抄本のコピーおよび撮影…………… 19
- 8 選挙人名簿抄本の閲覧の範囲…………… 20
- 9 失権者の表示 …… 21
- 10 住民基本台帳から職権削除された選挙人の取り扱い…………… 21
- 11 選挙人名簿に登録するための調査権限の範囲…………… 22
- 12 国政選挙の住所要件 …… 23

### 在外選挙人名簿

- 13 在外選挙人名簿登録制度…………… 24
- 14 在外選挙人名簿への登録の移転…………… 24
- 15 在外選挙人名簿登録者の記載事項等の変更…………… 25
- 16 本籍地への被登録資格の照会…………… 26
- 17 領事館・外務省への本籍地の変更の通知…………… 27
- 18 在外選挙人名簿登録申請書の訂正…………… 27

- 19 国外転出の届出の有無と在外選挙人名簿への登録…………… 28

### 投票所入場券

- 20 投票所入場券の交付時期…………… 29

### 投票管理者・投票立会人

- 21 投票管理者の選任…………… 30
- 22 投票管理者・投票立会人の人選…………… 31
- 23 投票立会人の人選1…………… 31
- 24 投票立会人の人選2…………… 32
- 25 投票立会人の政党制限…………… 33
- 26 「投票立会人の選任に係る同一の政党その他の政治団体」の範囲…………… 33
- 27 通称名で投票立会人の職務を執行…………… 34
- 28 同時に選挙を行う場合の投票管理者・投票立会人…………… 34
- 29 職務代理者の選任の告示…………… 35

### 投票所関係

- 30 投票用紙の持ち帰り…………… 36
- 31 記入済み投票用紙のカメラでの撮影…………… 37
- 32 投票所での本人確認…………… 38
- 33 転出表示された者の投票の可否…………… 39
- 34 意思疎通の難しい選挙人への対応…………… 41
- 35 「投票所内」の範囲…………… 41
- 36 投票所の入口…………… 43
- 37 投票箱の施錠…………… 44
- 38 投票所の借用を求める根拠…………… 45

39 投票区の区域外に投票所を設ける ことの可否……………	46	56 同日に行われる選挙の選挙立会人 と開票立会人との兼務……………	63
----------------------------------	----	---------------------------------------	----

## 投票録

40 仮投票の扱い……………	47
41 二重登録者の当日有権者数に おける扱い……………	47
42 当日有権者数の変動……………	48

## 期日前投票

43 期日前投票・第6号事由……………	50
44 転出届出をした者の期日前投票 ……………	51
45 代理投票の補助者……………	52
46 転出予定者の期日前投票……………	52

## 不在者投票

47 使者による不在者投票用紙の 請求……………	54
48 不在者投票の代理請求の方法 ……………	55
49 不在者投票の代理投票……………	56
50 指定施設でする不在者投票への 変更……………	57
51 刑事施設における不在者投票 ……………	58
52 不在者投票の手続き……………	59

## 郵便等投票

53 郵便等投票の際の返信用封筒 ……………	60
---------------------------	----

## 洋上投票

54 船員への投票送信用紙等の交付 する場合の選挙人名簿登録証明 書への記載内容……………	61
---	----

## 開票事務

55 開票立会人の選任……………	62
------------------	----

## 選挙会

57 選挙長の選任1……………	64
58 選挙長の選任2……………	65
59 当選人を定めるくじの方法……………	66

## 立候補

60 立候補の届出順序1……………	67
61 立候補の届出順序2……………	67
62 立候補の届出時間……………	68
63 立候補の受付順序を定めるくじ ……………	69
64 立候補届出の代行……………	70
65 候補者届出書の職業欄……………	70
66 通称名の申請……………	71
67 立候補届出書の記載事項の 変更……………	72
68 日曜日の供託受付の依頼……………	73
69 元市長の市補助法人理事 就任……………	74
70 兼職可能な公務員の範囲……………	75
71 自治会が候補者へ推薦を出す こと……………	76

## 当選関係

72 当選告知書の受領書徴取……………	77
73 当選証書の記載内容……………	78
74 当選証書の受領書徴取……………	78
75 被選挙権の調査……………	79
76 異議の申出の期限……………	80

## その他選挙管理事務

77 任期満了による選挙……………	81
78 選挙運動収支報告書の受理……………	82
79 投票した者に抽選で金券などを 渡すことの当否……………	83
80 告示日・投票日の変更……………	84

81	災害時の投票箱の取り扱い	85
----	--------------	----

## 第2章 選挙運動

### 事前運動

1	出馬表明動画の公開	88
2	議会会派の会報紙への出馬表明 掲載	88
3	集会・茶菓の提供	89
4	出陣式の案内1	90
5	出陣式の案内2	91
6	推薦の旨をチラシで各戸へ配布 .....	91
7	立候補予定者のチラシ配布	93
8	パンフレットの各戸へのポスト ティング	94
9	立候補予定者の名刺の配布	95
10	市長との写真を名刺に掲載	96
11	後援会事務所開きをfacebook に掲載	96
12	選挙運動用ポスターの画像掲載 .....	97
13	政治活動用事務所への演説会 告知用ポスターの集中掲示	97
14	現役国会議員の講演会	98
15	市政報告会での資料配布	100
16	現職町長の外部団体の懇親会 への出席	101
17	立候補予定者を連れたあいさつ 回り	102
18	告示日前の選挙での応援依頼 .....	102
19	後援会への勧誘	103
20	個人演説会公営施設の仮予約 .....	103
21	選挙運動員となる者への動員 計画書の配布	104

### 地位利用による選挙運動

22	市長の戸別訪問	105
23	民生委員の選挙運動	106
24	現職市議会議員による推薦	106
25	市職員労働組合による推薦	107
26	現職町議会議員が他の現職町 議会議員の後援会長になること の可否	108

### 文書図画(手紙・葉書)

27	現職市議会議員の所属団体が 出す年賀状	109
28	候補者からの応援要請	110

### 文書図画(ビラ)

29	出陣式での選挙運動用ビラの 配布	111
30	選挙運動用ビラの頒布責任者 の氏名等を記載する表面	111
31	選挙運動用ビラの背景の色	112
32	選挙運動用ビラ証紙の交付	112
33	4つ折りとされたビラへの頒布 責任者等の記載面	113
34	選挙運動用ビラへの法定記載 事項の誤記載	114
35	選挙運動用ビラの回覧行為	114
36	投票依頼をしながらの選挙啓発 チラシの配布	115

### 文書図画(インターネット等)

37	facebookの有料広告への掲載 .....	116
38	立候補届出書の「ウェブサイト等 のアドレス」の範囲	116
39	ウェブサイトを利用した選挙運動を する場合に必要な情報開示	117
40	選挙運動用ポスターのSNSでの 公開	118

## 文書図画(選挙公報・機関紙等)

- 41 選挙公報の氏名欄への通称認定を受けた場合の氏名の記載 … 119
- 42 選挙公報の禁止事項 …… 120
- 43 後援会ニュースへのあいさつ文掲載 …… 121

## 文書図画(看板・のぼり等)

- 44 2つの看板を組み合わせたの掲示 …… 122
- 45 ホームページアドレスやSNSアカウントの掲示 …… 122
- 46 街頭演説でののぼり旗の掲出1 …… 123
- 47 街頭演説でののぼり旗の掲出2 …… 124
- 48 選挙事務所内でののぼり旗の掲出 …… 124

## 文書図画(ポスター)

- 49 ポスター掲示場のポスターの貼り替え …… 125
- 50 選挙運動用ポスターへのシール貼り付け …… 126
- 51 ポスター掲示場のポスターの貼り替え …… 126
- 52 ラミネート加工をしたポスターの掲示の可否 …… 127
- 53 選挙運動用ポスターへのQRコード等の印刷 …… 128
- 54 選挙事務所に掲示できるポスター等 …… 128
- 55 過去の選挙で使用した選挙運動用ポスターの再使用 …… 129
- 56 個人演説会の会場外における選挙運動用ポスターの掲示 … 130
- 57 選挙運動用ポスターに議員バッジを付けた写真の使用の可否 … 130

- 58 無投票確定後の選挙運動用ポスターの貼り付け …… 131

## 文書図画(その他)

- 59 選挙期間中の図書館における市長推薦図書の陳列 …… 132
- 60 無投票の公算が高い場合の文書図画の取り扱い …… 133

## 演説会等

- 61 公選法における「演説会」の定義 …… 134
- 62 公共施設での選挙運動 …… 134
- 63 小学校のグラウンドでの個人演説会開催 …… 136
- 64 公共施設の駐車場での街頭演説 …… 137
- 65 選挙区外での街頭演説 …… 138
- 66 拡声機の使用制限 …… 138
- 67 公営施設での個人演説会の開催申出の期間 …… 140
- 68 療養施設の範囲 …… 140
- 69 立候補者によるあいさつ …… 141
- 70 選挙区内にある企業のあいさつへの参加 …… 142
- 71 PTA総会でのあいさつ …… 142

## 戸別訪問

- 72 市長が戸別訪問で行う意見聴取事業の可否 …… 143

## 連呼行為(氣勢を張る行為)

- 73 連呼行為の規制 …… 144

## 政見放送関係

- 74 政見放送をFMラジオで流すこと …… 146
- 75 事前収録当日の書類不備 …… 146

76 立候補辞退の場合の収録経費 請求	147
77 選挙番組の放送	148

## 選挙事務所・休憩所

78 一部の事務を自宅で行うことの 可否	149
79 財産区が所有する土地への選挙 事務所の設置	150
80 第三セクターが所有する建物への 選挙事務所の設置	151
81 市立病院が所有する土地への 選挙事務所の設置	152
82 空いたスペースを選挙事務所の 場所として活用することについて	152
83 休憩所の設置1	153
84 休憩所の設置2	154
85 選挙事務所における看板の数	154
86 選挙期日当日の選挙事務所の 移動	155
87 選挙期日当日の立札・看板類の 撤去	156
88 選挙期日当日の選挙事務所の 閉鎖	157

## 選挙運動用自動車

89 選挙運動用自動車の範囲	158
90 車体に記載する文字サイズの 規定	159
91 自動車の隊列を組んでの選挙 運動	159
92 所属政党のスローガン等を流して 走行すること	160
93 スーパーの駐車場でする選挙運動 用自動車での選挙運動	161
94 選挙運動用自動車の走行する 時間制限	161

95 選挙運動用自動車へ犬を同乗 させること	162
96 選挙運動用自動車から発する 騒音等に関する苦情	163

## 選挙公営

97 納付すべき費用額の承認がなされ ていない会議室の使用	164
98 公営施設を利用する個人演説会に おける冷暖房費	164
99 無投票となった場合のキャンセル 料の公費負担の可否	165

## 寄附の禁止等

100 寄附の制限額等	166
101 団体等からの寄附の禁止	167
102 Wi-Fiの無料開放	167
103 市長との記念写真の提供	168
104 来賓である市長の玉串料の 奉納	169
105 市のイベントへの協賛金の提供	169
106 ボランティアによる労務の無償 提供と寄附	170
107 模擬店の出店・飲食物の無償 提供	171
108 寄附の呼びかけ	172
109 勉強会の講師料の支払いと 寄附の禁止	173
110 クラウドファンディングへの出資 と寄附禁止	174
111 クラウドファンディングによる 資金調達	175
112 出身高校の同窓会の維持会費と 寄附	176
113 クラウドファンディングへの応援 のための市長の動画出演	178
114 市議会議員が高校の部活動の 後援会長に就任	178



115 市議会議員がNPO法人の理事 に就任……………	179
116 元市長が理事長に就任した社団 法人に対する補助金……………	180
117 町議会議員が自治会の役員に 就任……………	180
118 町議会議員が主催するチャリティ ダンスパーティーの開催……………	181
119 市と請負契約を結んでいる法人 からの寄附……………	183
120 お歳暮の受け取り……………	184
121 お歳暮の返礼……………	184
122 香典返しに付するあいさつ状 ……………	185
123 祝賀会への無料招待と政治活動 に関する寄附……………	185
124 市長のする国会議員への手土産 ……………	186
125 赤い羽根共同募金への寄附…	186
126 市議会議員が代表を務める実行委 員会の開催するチャリティイベント ……………	187
127 参加しないチャリティイベントへ の寄附……………	187
128 議員団のする義援金の贈呈…	188
129 出席報酬の辞退……………	188
130 当選祝い金の贈呈……………	189
131 当選祝いの贈呈……………	189

### 選挙運動費用

132 出納責任者への選任……………	190
133 立候補準備のために要した費用の 領収書のあて名……………	190
134 領収書のあて名……………	191
135 選挙運動費用収支報告書の閲覧 と写しの提供……………	192
136 選挙運動の収支がゼロである場合 の収支報告……………	192

137 椅子10脚を無料で借用する場合 の記載……………	193
138 立候補準備に携わった人への 報酬……………	193
139 無報酬の選挙運動のために使用 する事務員の数……………	194
140 選挙運動用自動車の運転手への 報酬……………	195
141 選挙運動用自動車の運転手への 報酬支払額……………	196
142 飲食店での食事を弁当料として 実費弁償することの可否……………	196
143 後援会の事務所を選挙事務所 として使用する場合は賃料……	197

## 第3章 政治活動

### 文書図画(ビラ)

1 事前の候補者名等を記載された ビラの頒布……………	200
2 ビラの頒布……………	200
3 告示後の政治活動用ビラの頒布 ……………	201

### 文書図画(インターネット等)

4 電子メールによる政治活動…	202
5 政治活動用ポスターのホーム ページへの掲載……………	203
6 QRコードの掲示……………	204

### 文書図画(機関紙等)

7 後援会の会報のポスティング…	205
8 市の広報紙へ座談会の掲載…	206

### 文書図画(看板・のぼり旗等)

9 政治活動用事務所看板の設置 場所の要件……………	207
10 政治活動用事務所看板の設置 場所……………	207

11	政治活動用事務所に看板を設置する承諾	208
12	候補者等個人または後援団体の政治活動用事務所看板の移動	209
13	後援団体の講演会会場への道案内のための立看板	209
14	スローガンのみを書いた看板の設置	210
15	スローガンのみを記載したのぼり旗の掲示	211
16	弁士型の政治活動用ののぼり旗	212
17	のぼり旗を掲げてのあいさつ運動	213
18	のぼり旗を掲げての街頭演説	214
19	のぼり旗を立てての街頭演説	215
20	デジタルサイネージのディスプレイの設置	216
21	有効期限が終了した政治活動用事務所看板の証票	217
22	政治活動用事務所看板証票の交付	218

## 文書図画(ポスター)

23	政治活動用ポスターの掲示禁止期間	219
24	政治活動用ポスターの張り替え	222
25	演説会告知用ポスターの掲示	223
26	弁士が3人の政党等の政治活動用ポスター	224

## 文書図画(その他)

27	政治活動用ポスターの6か月規制の通知	226
----	--------------------	-----

## 演説会等

28	公開討論会のケーブルテレビでの中継会	227
29	政談演説会の会場の予約	228

## その他

30	公職の候補者となろうとする者かどうかの判断	229
31	嘱託職員の政治活動	229
32	「政治活動用事務所」の定義	230
33	後援会長の選任	231
34	後援団体を確認団体とする確認申請	232
35	確認団体以外の政治団体による政治活動	233

## 第4章 その他

### 公開質問状への対応

1	市民団体からの公開質問状	236
---	--------------	-----

### 無投票の場合の選挙運動

2	無投票確定後の選挙運動	237
---	-------------	-----

### 投票の秘密

3	投票の有無と投票の秘密	238
---	-------------	-----

### 買収・利害誘導

4	職員団体から推薦を受けた市議会議員による市の福利厚生に関する質問	239
5	選挙運動員に対する保険への加入	239
6	無償での娯楽提供	240
7	後援会の会費額と入会特典の差額	241

— 凡 例 —

●法令名・略称については以下の通りです

公選法 ……………公職選挙法

公選令 ……………公職選挙法施行令

公選則 ……………公職選挙法施行規則

ポ16次 ……………選挙関係実例判例集

第十六次改訂版(ぎょうせい 刊)

逐条解説 ……………逐条解説 公職選挙法(ぎょうせい 刊)

逐条自治法9次 ……逐条地方自治法 第9次改訂版(学陽書房 刊)



第 1 章  
選舉管理事務

## 選挙人名簿

〔二重登録の可能性のある選挙人の投票〕

**Q<sub>1</sub>** 当市では、10月22日執行予定の衆議院議員総選挙と同日に市議会議員選挙を予定しています。

- 衆議院議員総選挙の選挙時登録10/9(登録：7/9までの転入届出者、抹消：6/8以前の転出異動者)
- 市議会議員選挙の選挙時登録10/14(登録：7/14までの転入届出者、抹消：6/13以前の転出異動者)
- 二重登録照会は、6/9～7/9に転出した者について行います。

例えば、7月11日に前住所地の市から転出し、同日当市に転入した者は、10月9日の衆議院議員総選挙の選挙時登録において当市では登録されませんが、10月14日の市議会議員選挙の選挙時登録において当市で登録されることになります。衆議院議員総選挙の期日前投票は10月11日から開始されますが、前市で衆議院議員総選挙の投票をした者が、当市でも10月14日以降に衆議院議員総選挙の投票を二重にするおそれがあると考えられます。この場合、どのように対応すべきでしょうか。

**A.** 新住所または旧住所の市における選挙人名簿登録の有無を必ず確認した上で、投票の可否を決めます。

今回の総選挙における選挙時登録の住所要件は当該市町村に7月9日までに転入の届出をした者、転出後4か月抹消は当該市町村から6月8日以前に転出した者なので、同月9日以降に転出した者は、旧住所の市において転出表示がなされた登録が期日前投票の期間中および投票日当日まで残る可能性があり、このような場合、新旧双方の市町村の名簿に二重登録されている状態となってしまいます。しかし、公選令第29条第1項で「新住所で登録されるまでは旧住所で投票できるが、新住所で登録されたときは新住所で投票しなければならない」とされ

る趣旨の規定がありますので、旧住所では投票させることができないこととなります。

したがって、新住所と旧住所において二重登録の可能性のある選挙人が旧住所の期日前投票所に訪れ、投票の請求をした場合は、投票用紙を交付する前に必ず新住所の市町村における選挙人名簿への登録の有無を電話等により照会し、その登録結果を確認した後に投票させる・させないを決定するのが適当でしょう。

(公選法第21条、第22条、第27条、第28条、第42条、公選令第29条関係)

#### 〔選挙人名簿の定時登録の登録実務〕

Q<sub>2</sub>

選挙人名簿の定時登録について、当市では従来、「1日基準、2日登録」を行ってきました。すなわち、登録月の1日の業務終了後にシステム処理を行い、新規登録者等を確定させ、翌2日に選挙管理委員会を開催して議決の上、定時登録を行っていたものです。しかし、公選法の改正により、定時登録が「1日基準、1日登録」となったため、従来の「1日基準、2日登録」の手順での定時登録が行えなくなりました。どうすればよいのでしょうか？

A.

登録月の前月31日の執務時間終了時点のデータに基づいて、1日に定時登録を行います。

例えば、6月1日の登録基準日に3か月の住所要件を満たす者は、3月1日中までに市の区域内に住所を有し、転入届をした者です。したがって、3か月目の6月1日を満了する必要はなく、5月31日の午後12時(6月1日の午前0時)をもって、3か月の住所要件を満たすこととなります。このことから、6月1日の午前0時の時点で住所要件を満たす者(年齢要件については6月1日において満たしている者)を登録することとなりますが、実務上は5月31日の執務時間終了時点のデータをもって6月1日に登録を行うこととなります。なお、5月31日の執務時間終了後から登